

千葉市都市公園施設の設置許可及び管理許可に係る取扱要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の都市公園における都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項の公園施設の設置に係る許可（以下「設置許可」という。）及び管理に係る許可（以下「管理許可」という。）について、千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（昭和34年千葉市規則第4号。以下「条例規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請及び標準処理期間)

第2条 設置許可又は管理許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、条例規則第9条第1項に規定する都市公園施設設置許可申請書（様式第12号）又は都市公園施設管理許可申請書（様式第13号）に次条の関係図書を添えて、当該許可を開始しようとする日の30日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く）前までに市長に申請するものとする。

2 前項の申請があったときは、20日（土曜日、日曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く）を標準として処理するものとする。

(関係図書)

第3条 前条第1項に規定する関係図書は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設置又は管理しようとする公園施設の区域が確認できる公園平面図
- (2) 設置又は管理しようとする公園施設の構造及び床面積が確認できる図面
- (3) 申請者が法人のときは法人の登記事項証明書、法人以外の団体のときは、団体の規約等団体の内容がわかるもの
- (4) 許可の更新の際は、設置又は管理している施設の内外の現状が確認出来る写真

(5) 管理しようとする施設の管理規程等

2 前号に定めるもののほか、売店及び飲食店の場合は、次に掲げるものとする。

(1) 飲食店営業許可証の写し

(2) 販売品目及び販売価格を確認できる書面

(設置許可又は管理許可の一般基準)

第4条 設置許可は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

(1) 許可の対象となる公園施設は法第2条第2項各号に規定する施設に該当するものであること。

(2) 申請者は、公園施設として適切な管理運営ができること。また、当該公園の配置及び性格により、公園管理者が期待する施設内容やサービス等の管理運営ができること。

(3) 公園施設は当該公園の美観風致を調和するとともに、堅固でかつ倒壊や転倒の恐れがない安定性のある構造物であること。

(4) 設置場所が当該公園の周囲の居住者等に支障を与えないものであること。

(5) 公園利用者の安全対策及び衛生対策が十分確保できるものであること。

(6) 目的が暴力団（千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）を利するものではないこと。

(7) その他関係法令の適用がある場合は、その法令に適合しているものであること。

2 管理許可は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

(1) 申請者は、公園施設として適切な管理運営ができること。また、当該公園の配置及び性格により、公園管理者が期待する施設内容やサービス等の管理運営ができること。

(2) 目的が暴力団を利するものではないこと。

(3) その他関係法令の適用がある場合は、その法令に適合しているも

のであること。

(記念碑に係る設置許可の基準)

第5条 市長は、記念碑について、活動の目的や内容が非営利である公共団体又は公共的団体から申請があり、第4条の規定のほか、次の各号に該当すると認める場合、設置許可をするものとする。

- (1) 郷土に関係のあるもので、歴史的価値の高いものであること。
- (2) 私的な利用を目的としていないこと。
- (3) 政治的、又は宗教的色彩のある表記がないこと。

2 設置期間は5年以内とすること。

(文化財説明板に係る設置許可の基準)

第6条 市長は、文化財説明板について、千葉市教育委員会教育長から申請があり、第4条の規定のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、設置許可をするものとする。

- (1) 設置しようとする公園にゆかりのある又は埋蔵されている文化財に関連すること。
- (2) 設置しようとする公園の歴史に関連すること。

2 設置期間は5年以内とすること。

(時計台に係る設置許可の基準)

第7条 市長は、時計台について、地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体(以下「町内自治会等」という。)から申請があり、第4条の規定のほか、設置しようとする公園が条例第1条の4第1号に規定する街区公園又は同条第2号に規定する近隣公園である場合、設置許可をするものとする。

2 設置期間は5年以内とすること。

(公園維持管理用倉庫に係る設置許可の基準)

第8条 公園維持管理用倉庫は「公園維持管理用倉庫の設置に係る許可基準要領」によること。

(防災資機材収納庫に係る設置許可の基準)

第9条 防災資機材収納庫は「自主防災組織の防災資器材収納庫の設置に係る許可基準要領」によること。

(運動用具倉庫に係る設置許可の基準)

第9条の2 運動用具倉庫は「運動用具倉庫の設置に係る許可基準要領」によること。

(プレーパーク用倉庫の設置に係る許可基準)

第9条の3 プレーパーク用倉庫は「プレーパーク用倉庫の設置に係る許可基準要領」によること。

(可搬式小型ポンプ収納庫に係る設置許可の基準)

第10条 市長は、可搬式小型ポンプ収納庫について、千葉市消防局長から申請があり、第4条の規定のほか、次の各号に該当すると認める場合、設置許可をするものとする。

- (1) 収納庫が設置できる公園は、原則として100トン防火用貯水槽(耐震性)が設置されていること。
- (2) 可搬式小型動力ポンプを扱う自主防災組織又は消防団が編成されていること。
- (3) 収納庫に保管できるものは、可搬式小型動力ポンプ及びその付属品並びに防災資機材とすること。
- (4) 一の公園に設置できる収納庫は1基とすること。
- (5) 収納庫の面積は3.3㎡(1坪)以下で、収納庫の高さはおおむね2m以下とすること。
- (6) 収納庫は鍵が施されていること。

2 設置期間は5年以内とすること。

(自動販売機に係る設置許可の基準)

第11条 市長は、自動販売機について、第4条の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する都市公園に設置する場合、設置許可をするものとする。

- (1) 自動販売機の利用ニーズが見込まれ、その設置により当該公園の効用が増進する都市公園
- (2) 有料公園施設、又は公園施設の管理事務所がある都市公園
- (3) 公園利用者からの設置要望が多くある都市公園

2 市長は、自動販売機の設置許可に係る申請者について、原則として公募による提案競争で候補者を決定し、設置許可を行うものとする。ただし、提案競争の応募者は、第4条の規定によるほか、次の各号に

掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 自動販売機の設置業務について、3年以上の実績を有していること。
- (3) 法人市民税又は個人市民税の未納がないこと。

3 次の各号に掲げる公園施設に設置する場合は、非公募とすることができる。

- (1) 売店及び飲食店
- (2) 千葉市蘇我スポーツ公園蘇我球技場

4 公募による設置期間は5年以内とするが、非公募の場合は1年以内とすること。

（地縁団体の集会所に係る設置許可の基準）

第12条 地縁団体の集会所は「地縁団体の集会所に係る設置許可の基準要領」によること。

（庭球場に係る管理許可の基準）

第13条 市長は、市が管理し、無料で利用させる庭球場について、当該庭球場の利用者からなる団体から申請があり、第4条の規定に該当すると認めた場合、管理許可をするものとする。

2 管理期間は1年以内とすること。

（許可の期間）

第14条 第5条から前条に規定する公園施設以外の設置許可又は管理許可の期間は、法第5条第3項に規定する10年以内で、許可の目的及び許可対象の施設の構造及び材質などを勘案して定めるものとする。

2 年度の途中で許可した場合は、当該許可した日の属する年度末（3月31日）までを1年とする。

（許可の条件）

第15条 法第8条に規定する許可の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 許可受者は、常に施設の善良なる管理者の注意を持って維持管理を行うこと。

- (2) 許可受者は、市長の許可なく、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させてはならないこと。
- (3) 許可を受けた公園施設に関連して、事故が発生し、又は第三者と紛争が生じた場合は、許可受者の責任において処理すること。
- (4) 条例第16条第2項に規定する使用料を条例第17条の指定期限までに納付しないときは、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号）第2条の規定により延滞金を徴収するものであること。
- (5) 許可を受けた公園施設の管理にあたり、必要な光熱費、水道料等の費用は、許可受者の負担とすること。
- (6) 設置許可を受けた公園施設の修繕にあたっては、許可受者の負担で行うものとするが、軽微なものを除き、許可受者はあらかじめ公園管理者と協議すること。
- (7) 管理許可を受けた公園施設の修繕にあたっては、許可受者はあらかじめ公園管理者と協議し、許可受者の責に帰すべき事由がある場合、許可受者の負担で行うこと。
- (8) 許可を受けた公園施設の改良工事にあたっては、許可受者はあらかじめ公園管理者と協議し、許可受者の負担で行うこと。
- (9) 市長は、許可を受けた公園施設が第4条の規定による要件を備えていないと認めるときは、許可受者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずる場合があること。
- (10) 許可を受けた公園施設に新たな広告物を設置しようとするときは、許可受者はあらかじめ公園管理者と協議し、許可受者の負担で行うこと。
- (11) 前6号に係る一切の費用は許可受者の負担とし、市長に対して請求することはできないこと。
- (12) 市長は、公園の管理のため必要があると認めるときは、当該職員をして、許可をした公園施設に立ち入らせて調査させる場合があること。
- (13) 市長は、公園管理のため必要があると認めるときは、許可を受けた施設の管理運営に係る書類の提出を求める場合があること。

(14) 許可受者が、許可を受けた公園施設について、当該許可の期間が満了する前に廃止する場合は、速やかに条例規則第9条第2項に規定する都市公園施設設置（管理）許可事項変更許可申請書（様式第14号）を提出すること。

2 前項に定めるもののほか、売店及び飲食店の場合は、次に掲げるものとする。

(1) 許可を受けた公園施設における販売品目については、許可受者はあらかじめ市長と協議し、都市公園にふさわしいものとし、適正な価格で販売すること。

(2) 販売品目を取り扱う許可受者は、毎年度終了後20日（土曜日、日曜日、休日を除く）以内に収支決算書を市長に提出すること。

（使用料の減免）

第16条 条例規則第13条第1項第3号に規定する設置許可又は管理許可の使用料の減免ができる場合及び減免ができる額は、次の各号に掲げる場合及び額とする。

(1) 本市の行政機関が行政目的のために許可を受けた場合 全額

(2) 他の地方自治体その他公共団体又は公共的団体で、公共の利益の増進及び本市の事業に特に寄与すると認められる場合  
（収益を伴う事業に供する場合を除く） 全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認める場合  
市長が定める額

2 前項に定める減免の申請があったときは、20日（土曜日、日曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く）を標準として処理するものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、設置許可及び管理許可に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月24日から施行する。